

令和5年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月7日(木曜日)午前10時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の制定について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
ついて
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業の地方公営企
業法適用に伴う関係条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町農業集落排水事業特別会計条例及び那珂川町下水道事業
特別会計条例の廃止について
(町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 令和5年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1
号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の
議決について
(町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |

- の議決について (町長提出)
- 日程第14 議案第14号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決
について (町長提出)
- 日程第15 議案第15号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議
決について (町長提出)
- 日程第16 議案第16号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 令和5年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決につ
いて (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出)
- 日程第19 議案第19号 馬頭総合福祉センター駐車場整備工事請負契約の変更契約の締結
について (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について (町長提出)
- 日程第21 議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 昌 代
総 務 課 長	笠 井 真 一	小 川 出 張 所 長	村 上 明 美
企 画 財 政 課 長	深 澤 昌 美	税 務 課 長	星 善 浩
住 民 課 長	石 井 里 子	生 活 環 境 課 長	杉 本 篤
健 康 福 祉 課 長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	藤 浪 京 子
建 設 課 長	横 山 和 則	産 業 振 興 課 長	熊 田 則 昭
上 下 水 道 課 長	加 藤 博 行	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	田 角 章
学 校 教 育 課 長	加 藤 啓 子	生 涯 学 習 課 長	高 瀬 敏 之

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	星 学	書 記	金 子 洋 子
書 記	奈 良 大 輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、議案第1号 那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第2、議案第2号 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、おはようございます。
一昨日、昨日と一般質問、貴重なご提言をいただきまして、本当にありがとうございました。また、本日は最終日となります。どうぞよろしく願いいたします。
それでは、ただいま上程されました議案第1号 那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第2号 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。
現在、特別会計にて事業運営を行っております下水道事業及び農業集落排水事業につきまして、今後も安定した経営と持続的サービスの提供を行うため、経営成績や経営状況をより

的確に把握し、経営基盤の強化を図ることを目的に令和6年4月1日より地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行することとしております。

2事業の会計処理方法の移行に伴い、必要な事項を規定した関係条例を整備するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号をご説明いたします。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてをご覧ください。

1、制定の理由ですが、下水道事業及び農業集落排水事業を令和6年4月1日より地方公営企業法を適用した企業会計（複式簿記・発生主義）方式に移行するため、下水道事業の設置等に関し、必要な事項を定めた条例の制定を行うものであります。

2、制定する条例名は、那珂川町下水道事業の設置等に関する条例です。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、企業の設置に関し規定するもの。

第2条は、地方公営企業法の適用範囲に関し規定するもの。

第3条は、経営理念及び施設規模等、経営の基本に関し規定するもの。

第4条は、組織に関し規定するもの。

第5条は、重要な資産の取得及び処分に関し規定するもの。

第6条は、議会の同意を要する賠償責任に関し規定するもの。

第7条は、議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等に関し規定するもの。

第8条は、業務状況等の説明に関し規定するもの。

附則は、施行期日に関し規定するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

議案第1号については以上です。

次に、議案第2号をご説明いたします。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてをご覧ください。

1、制定の理由ですが、下水道事業及び農業集落排水事業を令和6年4月1日より企業会計方式に移行するため、下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を定めた条例の制定を行うものであります。

2、制定する条例名は、那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例です。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨に関し規定するもの。

第2条は、給与の種類に関し規定するもの。

第3条は、給料表に関し規定するもの。

第4条は、管理職手当に関し規定するもの。

第5条は、扶養手当に関し規定するもの。

第6条は、住居手当に関し規定するもの。

第7条は、通勤手当に関し規定するもの。

第8条は、単身赴任手当に関し規定するもの。

第9条は、特殊勤務手当に関し規定するもの。

第10条は、時間外勤務手当に関し規定するもの。

2ページに移ります。

第11条は、休日勤務手当に関し規定するもの。

第12条は、夜間勤務手当に関し規定するもの。

第13条は、宿日直手当に関し規定するもの。

第14条は、管理職員特別勤務手当に関し規定するもの。

第15条は、期末手当に関し規定するもの。

第16条は、勤勉手当に関し規定するもの。

第17条は、給与の減額に関し規定するもの。

第18条は、退職者の給与に関し規定するもの。

第19条は、専従求職者の給与に関し規定するもの。

第20条は、育児休業の承認を受けた職員の給与に関し規定するもの。

第21条は、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与に関し規定するもの。

第22条は、会計年度任用企業職員の給与に関し規定するもの。

第23条は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に関し規定するもの。

第24条は、委任に関し規定するもの。

附則は、施行期日に関し規定するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で、議案第1号及び議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 第1号議案について質問いたします。

企業の経営の基本、第3条のところです。

下水道事業は常に、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならないと書かれています。経済性、これも大事だと思います。それから、公共の福祉、これも大事だということに読み取れますけれども、より優先しなければならないという点を考えるとどちらでしょうか。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

第3条の経営の基本で、経済性と公共の福祉の増進、どちらがより重要かというご質問かと思えます。公共の福祉の増進、こちらが非常に大事なことで、優先順位も高いというふうを考えております。しかしながら、企業でありますので、経営する上では、経済性、こちらが非常に重要なものでありまして、両方とも重要だと考えており、どちらが最優先かというところは順位をつけるのは難しいと考えております。

なお、公共の福祉の増進、こちらは下水道の企業に関わる全ての事業に関し、そういった考え方でやるものというふうに考えておりますので、しっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 両方大事だということなんですが、今の課長さんの話を聞いていると、やっぱり後ろのほうの公共の福祉を増進すると、これはもう大前提だというようなお話でしたので、それで私は進めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては、議案名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、今年8月7日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との格差を解消するため、初任給を含む若年層に重点を置いた月例給の0.96%を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつの引上げ等の勧告を行いました。

これを受け、11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。

また、併せて国の特別職等の期末手当についても引上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.10月の引上げを行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案第5号の最後に添付してあります参考資料、人事院勧告に基づく議員、町長等の期末手当及び職員の給与改正についてをご覧ください。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当と、職員の給与、期末手当及び勤勉手当の改定等を行うものであります。

1、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の改定ですが、1点目は、12月期の期末手当を0.10月引き上げて1.75月とし、年間3.4月とするものです。2点目は、令和6年4月1日以降の期末手当について総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

2、職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引上げです。民間給与との格差0.96%を埋めるため、若年層に重点を置いた俸給月額の上上げを行うものです。引上げについては、全体平均1.1%引き上げるほか、大卒初任給及び高卒初任給で1万2,000円引き

上げるものであります。なお、適用は令和5年4月1日に遡及するものであります。

2点目は、期末手当及び勤勉手当の引上げです。民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当を0.05ずつ引き上げるものであります。

2ページになります。

3点目は、在宅勤務等手当の新設です。月10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に月額3,000円を支給するものであります。

4点目は、令和6年4月1日以降の期末手当及び勤勉手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては、議案名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとなったことに伴い、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとなったため、所要の改正を行うもので

あります。

2、改正する条例名は、（１）那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び（２）那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の以上２条例であります。

3、改正の内容であります。が、（１）那珂川町職員の育児休業等に関する条例についてですが、第7条及び第8条は文言の加除によるものです。

（２）那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですが、第3条は勤勉手当規定を追加するもの。

第14条第2項は、文言の整理によるもの。

第14条の2関係は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当規定を追加するもの。

第23条関係は、文言の整理によるもの。

第23条の2関係は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当規定を追加するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第7号 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、引用箇所の改正をするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

参考資料、那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、那珂川町子ども・子育て会議条例について所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除され、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がったことに伴い、引用箇所の第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改正するものであります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第8号 那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業及び農業集落排水事業を令和6年4月1日より地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。下水道事業及び農業集落排水事業を令和6年4月1日より、地方公営企業法を適用した企業会計（複式簿記・発生主義）方式に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町課設置条例、（2）那珂川町職員定数条例、（3）那珂川町職員の定年等に関する条例、（4）那珂川町下水道条例、（5）那珂川町公共下水道受益者負担に関する条例、（6）那珂川町農業集落排水処理施設条例、（7）那珂川町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例、（8）那珂川町下水道事業の設置等に関する条例、（9）那珂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、（10）那珂川町水道事業給水条例、（11）那珂川町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、（12）那珂川町水道料金等審議会条例、（13）那珂川町職員の降給に関する条例、（14）那珂川町債権管理条例、以上14条例であります。

3、改正の内容についてご説明します。

まず、（1）那珂川町課設置条例の一部改正についてですが、第1条第1項は、地方公営企業法の適用に伴い、上下水道課を削除するもの。第2条は、課の削除に伴い、分掌事務を削除するものであります。

2ページをご覧ください。

次に、（2）那珂川町職員定数条例の一部改正についてですが、第1条は、地方公営企業法の適用に伴い下水道事業を追加するもの。第2条第7号は、上下水道事業に従事する職員の定数を変更するものであります。

次に、（3）那珂川町職員の定年等に関する条例の一部改正についてですが、第6条第2号は、那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に伴い企業職員を水道事業企業職員に改め、下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を追加するものであります。

次に、（4）那珂川町下水道条例の一部改正についてですが、第2条第10号は、地方公営企業法の適用に伴い、「規則」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第3条は、那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い削除とするもの。3ページまで続きますが、第4条第2号から第39条まで「町長」もし

くは「規則」とあるのを「管理者」に改めるものであります。

次に、（５）那珂川町公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正についてですが、第３条は、地方公営企業法の適用に伴い「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第４条第１項から第８条まで「町長」を「管理者」に改めるものであります。

４ページをご覧ください。

次に、（６）那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正についてですが、第１条は、那珂川町下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、文言の加除修正を行うもの。第３条は、地方公営企業法の適用に伴い、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第４条第１項から第１９条まで「町長」もしくは「規則」とあるのを「管理者」に改めるものであります。

次に、（７）那珂川町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正についてですが、第４条第１項は、地方公営企業法の適用に伴い、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第４条第３項から第６条まで「町長」を「管理者」に改めるものであります。

５ページをご覧ください。

次に、（８）那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてですが、第８条第１項は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第８条第２項第３号及び同条第３項は、「町長」を「管理者」に改めるものであります。

次に、（９）那珂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に伴い、条例名の「企業職員」を「水道事業企業職員」に改めます。第１条及び第２条第１項は、「企業職員」を「水道事業企業職員」に改めるもの。第４条は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、「管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもの。第１７条第２項及び第１８条は、「町長」を「管理者」に改めるもの。第２０条第１項第１号及び第２号は、「企業職員」を「水道事業企業職員」に改めるものであります。

次に、（１０）那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてですが、第３条は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、「管理者の権限を行う町長」を「水道事業の管理者の権限

を行う町長」に改めるもの。第51条は、「町長」を「管理者」に改めるものであります。

6ページをご覧ください。

次に、(11) 那珂川町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてですが、第2条第4号は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、「規則」を「町長」に改めるものであります。

次に、(12) 那珂川町水道料金等審議会条例の一部改正についてですが、第1条は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、「町長」を「水道事業管理者及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、簡易水道料金を削除するもの。第2条第2項及び第7条は、「町長」を「管理者」に改めるものであります。

次に、(13) 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正についてですが、第1条は、条例の整備と併せ行う関係例規の整備に伴い、改めるものであります。

次に、(14) 那珂川町債権管理条例の一部改正についてですが、第3条は、関係規程の整備に伴い、改めるもの。第4条は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、下水道事業管理者を追加するものであります。

4、施行期日であります。令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、議案第9号 那珂川町農業集落排水事業特別会計条例及び那珂川町下水道事業特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町農業集落排水事業特別会計条例及び那珂川町下水道事業特別会計条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

令和6年4月1日より那珂川町下水道事業及び那珂川町農業集落排水事業を公営企業会計に移行することに伴い、2つの特別会計条例を廃止するものであります。

なお、附則にて施行期日及び廃止に伴う経過措置を規定しております。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町農業集落排水事業特別会計条例及び那珂川町下水道事業特別会計条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第10号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第11、議案第11号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第12号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第13、議案第13号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第14、議案第14号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第15、議案第15号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第16、議案第16号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第17、議案第17号 令和5年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号から議案第17号、令和5年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費の増減のほか、障害者福祉サービス利用者数の増加に伴う扶助費や、ひばり認定こども園のエアコン更新工事費などを計上するものであります。

その補正額は1億3,400万円となり、補正後の予算総額は91億3,000万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、障害者福祉サービス利用者数の

増による扶助費を増額するほか、ひばり認定こども園の保育室エアコンの更新工事費など1億1,338万3,000円を計上いたしました。

第2は、土木費で、県における砂防施設づくり事業に係る急傾斜地崩壊対策事業費負担金のほか、馬頭公園の枯れ松伐採処理委託料など、798万3,000円を計上いたしました。

第3は、商工費で、対象法人追加による企業立地奨励金を増額するほか、ゆりがねの湯及びまほろばの湯の施設改修工事費で515万6,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰越金のほか、諸収入を充てることといたしました。その結果、一般会計の補正額は、1億3,400万円となり、補正後の予算総額は91億3,000万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正の主なものは、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費を減額するほか、番組編集機の更新工事費に1,000万円を計上するもので、その財源は繰入金を減額し、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は13億9,000万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正の主なものは、産前産後期間の保険料軽減措置対応に伴うシステム改修委託料のほか、国民健康保険税の還付金に240万円を計上するもので、その財源は、県支出金、繰入金のほか繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は20億7,740万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正の主なものは、人間ドック受診者の増による負担金及び補助金に70万円を計上するもので、その財源は、繰入金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は2億3,820万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正の主なものは、介護保険料制度改正に伴う介護保険システム改修委託料のほか、介護保険料の還付金に180万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金、繰入金のほか繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は20億720万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告により職員人件費を480万円減額するものであります。これにより、補正後の予算総額は2億8,120万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は、汚水ポンプの交換工事及びマンホール周りの舗装工事費に540万円を計上するもので、その財源は、繰入金及び繰越

金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は7,440万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費に90万円を計上するもので、その財源は、当年度純利益を充てることといたしました。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります。3款2項児童福祉費、ひばり認定こども園費1,350万円は、ひばり認定こども園のエアコン改修工事について、夏の暑さに対応できるよう早期に事業着手するため、その工事費を補正するものであります。本年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものであります。

続いて、第3表、地方債補正であります。1、追加は、認定こども園整備事業でひばり認定こども園エアコン改修工事に係る起債を追加するものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は4,611万7,000円の増で、社会福祉費負担金のうち保険基盤安定費1万円は、産前産後保険税軽減事業に係るもの、障害者自立支援事業費4,500万円は、障害者福祉サービス事業費に係るもの、子どものための教育・保育給付費110万7,000円は施設型給付費に係るもの。

2目衛生費国庫補助金の補正額は19万6,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は592万9,000円の増で、個人番号カード交付補助金は、マイナンバーカードのかな振りに伴うシステム改修費に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は14万8,000円の増で、障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援給付費審査支払等システム改修費に係るもの。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は2,297万3,000円の増で、社会福祉費負担金のうち保険基盤安定費5,000円は、産前産後保険税軽減事業に係るもの、障害者自立

支援事業費2,250万円は、障害者福祉サービス事業に係るもの、子どものための教育・保育給付費46万8,000円は施設型給付費に係るものであります。

2項4目農林水産業費県補助金の補正額は70万円の増で、県単農業農村整備事業費は、上谷地地区水路敷設工事に係るものであります。

10ページに続きます。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,571万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は22万1,000円の増で、機構集積協力金過年度返還金は、農地バンク契約面積変更に伴う補助金の過年度返納金であります。

22款町債、1項6目教育債の補正額は1,200万円の増で、認定こども園整備事業債は、ひばり認定こども園のエアコン改修工事に係るものであります。

11ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は22万3,000円の増で、議員人件費34万3,000円は、人事院勧告に伴い議員期末手当を増額するもの。職員人件費12万円の減は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告に伴う給与の減額、職員手当の増額であります。なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による給与、職員手当、共済費の増減でありますので、以降、説明は一部省略させていただきます。また、一部を除く会計年度任用職員の報酬、職員手当の補正につきましても同様の理由によるものですので、説明は一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は37万8,000円の増で、特別職員人件費30万5,000円及び職員人件費4万円を増額するほか、総務管理費3万3,000円は会計年度任用職員期末手当。

3目会計管理費の補正額は94万円の増で、職員人件費を増額するもの。

5目防犯交通安全対策費の補正額は、9万3,000円の増で、会計年度任用職員報酬であります。

2項1目企画総務費の補正額は629万5,000円の減で、職員人件費202万円を減額するほか、企画管理費22万円はマイナンバー法改正に伴う例規整備支援業務委託料、ケーブルテレビ特別会計繰出金449万5,000円の減は、職員人件費の減による繰出金の減額であります。

12ページに続きます。

2目まちづくり費の補正額は148万5,000円の増で、地域おこし協力隊事業費は、人事院

勧告による報酬、共済費であります。

3項1目税務総務費の補正額は87万2,000円の減で、職員人件費131万円を減額するほか、税務総務諸費43万8,000円は産休代替えによる会計年度任用職員雇用のための報酬及び旅費。

2目賦課徴収費の補正額は77万円の増で、課税事務費は森林環境税の課税開始に伴うシステム改修委託料であります。

4項2目戸籍住民基本台帳費の補正額は520万9,000円の増で、職員人件費72万円を減額するほか、電算処理費584万1,000円は、マイナンバーカードにかな振りをするためのシステム改修委託料。個人番号カード推進事業費8万8,000円は、会計年度任用職員報酬及び期末手当であります。

13ページに続きます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は784万2,000円の増で、職員人件費は健康福祉課分として149万円の増額、介護保険分として303万円を減額するほか、国民健康保険特別会計繰出金3万4,000円は、産前産後保険税軽減事業及び会計年度任用職員期末手当の増による繰出金の増額、後期高齢者医療費934万8,000円は、後期広域連合医療負担分決定による負担金及び健診事業費の増による繰出金の増額。

2目障害者福祉費の補正額は9,033万円の増で、障害者福祉サービス事業費は、障害者福祉サービス利用人数増加による扶助費の増額及び障害者自立支援給付費審査支払システム改修業務委託料。

3目老人福祉費の補正額は69万8,000円の増で、介護保険特別会計繰出金68万3,000円は、一般管理費の増による繰出金、老人福祉諸費1万5,000円は、会計年度任用職員報酬であります。

2項1目児童福祉総務費の補正額は60万円で、職員人件費を増額するものであります。

14ページに続きます。

2目認定こども園費の補正額は1,053万円で、職員人件費747万円を減額するほか、ひばり認定こども園費1,600万円は、物価高騰に伴う賄い材料費の増額、保育室等のエアコン改修に要する設計委託料及び工事請負費。わかゆあ認定こども園費200万円は、物価高騰に伴う賄い材料費の増額。

3目児童措置費の補正額は338万3,000円の増で、子育て支援センター職員人件費15万4,000円を増額するほか、子育て支援センター運営事業費22万9,000円は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当、児童措置諸費300万円は、施設型給付費の増額に伴う負担金であり

ます。

4 款衛生費、1 項 1 目衛生総務費の補正額は508万6,000円の減で、職員人件費は、健康福祉課分として37万円の減額、住民課分として482万円を減額するほか、健康づくり費10万4,000円は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当であります。

15ページに続きます。

2 目予防費の補正額は19万6,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増は、会計年度任用職員の報酬であります。

4 目環境衛生費の補正額は623万7,000円の増で、職員人件費を608万円増額するほか、不法投棄等対策費15万7,000円は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当であります。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費の補正額は227万9,000円の減で、職員人件費を250万円減額するほか、農業総務諸費22万1,000円は、農地バンク契約面積変更に伴う機構集積協力金過年度返還金。

5 目農地費の補正額は195万9,000円の増で、農業集落排水事業特別会計繰出金15万9,000円は、工事請負費の増に伴う繰出金、県単農業農村整備事業費180万円は、上谷地地区水路敷設工事に伴う那珂川町土地改良区への負担金であります。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費の補正額は335万9,000円の増で、職員人件費を176万4,000円増額するほか、16ページに続きます。地域雇用創出事業費159万5,000円は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当。

2 目商工業振興費の補正額は114万2,000円の増で、企業誘致推進費105万円は、企業立地奨励金対象企業追加による補助金、陸砂利採石監視員設置費9万2,000円は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当。

3 目観光費の補正額は65万5,000円の増で、観光施設管理費60万円は、ゆりがねの湯及びまほろばの湯の施設改修工事費、観光諸費5万5,000円は、会計年度任用職員の報酬であります。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費の補正額は88万円の減で、職員人件費を減額するもの。

2 目地籍調査費の補正額は440万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

17ページに続きます。

3 項 1 目砂防費の補正額は726万3,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、砂防施設づくり事業費確定による負担金であります。

4 項 2 目公園費の補正額は200万円の増で、公園管理費は、馬頭公園の枯れ松伐採業務委

託料。

3目下水道費の補正額は480万円の減で、職員人件費の減額に伴う繰出金の減であります。

8款消防費、1項5目災害対策費の補正額は40万円の増で、災害対策費は、6月14日の大雨による災害復旧等支援金交付対象者決定に伴う扶助費であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は439万1,000円の減で、特別職員人件費21万円を増額、職員人件費483万円を減額するほか、事務局費22万9,000円は、産休代替えによる会計年度任用職員の報酬であります。

18ページに続きます。

2項1目小学校管理費の補正額は212万円の増で、小学校管理諸費は会計年度任用職員報酬のほか、スクールバスエアコンの故障による修繕料。

3目小学校施設整備費の補正額は393万円の増で、馬頭小学校施設整備費159万円は、理科室室外機更新等工事費、小川小学校施設整備費140万円は、職員室等電話機更新工事費、馬頭東小学校施設整備費94万円は、職員室等電話機更新工事及び理科室水漏れ部修繕工事費であります。

3項1目中学校管理費の補正額は50万7,000円の増で、中学校管理諸費は会計年度任用職員報酬。

3目中学校施設整備費の補正額は157万2,000円の増で、小川中学校施設整備費は、特別教室棟受水槽用水ポンプ更新工事費であります。

4項1目社会教育総務費の補正額は142万7,000円の増で、職員人件費129万円を増額するほか、社会教育推進費13万7,000円は、会計年度任用職員の報酬。

4目文化費の補正額は56万8,000円の増で、郷土資料館管理運営費30万円は、雨漏り修繕工事費、文化財費26万8,000円は、文化財の発掘作業において当初予定より日数を要していることによる重機借上料であります。

19ページに続きます。

5目美術館費の補正額は218万8,000円の減で、職員人件費281万1,000円を減額するほか、美術館管理運営費62万3,000円は、会計年度任用職員報酬及び期末手当。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は97万7,000円の増で、職員人件費179万円を減額するほか、なす風土記の丘資料館管理運営費276万7,000円は、会計年度任用職員報酬及び期末手当、高圧ケーブル更新工事費、既設展示ケース破損のため、新しく展示ケースを購入する経費であります。

5 項 1 目保健体育総務費の補正額は344万8,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3 目給食センター費の補正額は304万6,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

21ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は449万5,000円の減で、繰越金の充当に伴い一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,449万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は989万5,000円の増で、職員人件費は264万9,000円の減で、給与改定及び職員の人事異動によるもの。ケーブルテレビ施設管理運営費は1,254万4,000円の増で、ケーブルテレビ放送センターに設置の番組編集機更新工事に係る費用であります。

2 款公債費、1 項 2 目利子の補正額は10万5,000円の増で、過疎対策事業債償還金利子であります。

9 ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目被保険者国民健康保険税の補正額は2万円の減で、産前産後期間の保険税軽減措置に伴い、保険税を減額するものであります。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金の補正額は132万円の増で、特別調整交付金

は、産前産後期間の保険税軽減措置に伴うシステム改修費に係るものであります。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は3万4,000円の増で、人事院勧告に伴う職員給与等繰入金及び産前産後期間の保険税軽減措置に係る一般会計からの繰入金の増額であります。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は106万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は1万4,000円の増で、人事院勧告に伴い会計年度任用職員の期末手当を増額するものであります。

2項1目賦課徴収費の補正額は132万円の増で、産前産後期間の保険税軽減措置に伴うシステム改修委託料であります。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は106万6,000円の増で、一般被保険者に係る国民健康保険税の還付金を増額するものであります。

9ページは、今回の補正に係る給与明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は54万8,000円の増で、後期高齢者健診事業に係る一般会計からの繰入金の増額であります。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は12万5,000円の増で、後期高齢者健診事業に係る負担金であります。

5目一体的実施受託金の補正額は2万7,000円の増で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に伴う受託金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は2万7,000円の増で、人事院勧告に伴い会計年度任用職員の報酬等を増額するものであります。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は67万3,000円の増で、後期高齢者の人間ドックに係る補助金を増額するものであります。

9ページは、今回の補正に係る給与明細書でありますのでご覧いただきたいと思えます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は7万7,000円の減で、地域支援事業費の減に係る国負担分の減額であります。

6目事業費交付金の補正額は60万5,000円の増で、システム改修に関わる交付金の増額であります。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万9,000円の減で、地域支援事業費に関わる県負担分の減額であります。

7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万9,000円の減で、地域支援事業費に関わる町負担分の減額であります。

5目その他一般会計繰入金の補正額は72万2,000円の増で、一般管理費の補正に関わる町負担分の増額であります。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は62万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は121万円の増で、介護報酬改定等に伴うシステム改修に関わる業務委託料の増額であります。

3項2目認定調査等費の補正額は11万7,000円の増で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等の増額であります。

3款地域支援事業費、3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は20万7,000円の減で、当初予算編成後の人事異動に伴う職員給与の減額であります。

8目認知症施策推進事業費の補正額は1万2,000円の増で、会計年度任用職員の報酬等の増額であります。

8款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金の補正額は66万8,000円の増で、65歳以上の第1号被保険者に対する過年度分の介護保険料還付金であります。

9ページ以降は、給与費明細書ですので、ご覧ください。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は480万円の減で、人件費の減額による一般会計からの繰入金を減額するものであります。

8ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は480万円の減で、職員人件費は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告によるものであります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は15万9,000円の増で、工事請負費の増額による一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は524万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は540万円の増で、三輪処理場及び三輪第2ポンプ場のポンプ4台の更新工事費、恩田地内のマンホール周りの舗装修繕工事費であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書3ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の支出であります。1款水道事業費用、1項4目総係費の補正額は90万円の増で、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の増によるものであります。

支出の増額に伴う収入につきましては、純利益を90万円減額とする予算といたしました。

4ページはキャッシュフロー計算書、5ページからは今回の補正に係る給与費明細書となりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町下水道事業特別会計補正予算、那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算並びに那珂川町水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

議案審議の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） では、質問を2点します。一般会計補正予算のみ質問します。

ページ数は16ページになります。

まず、1つ目なんですけれども、商工業振興費の企業誘致推進費について、まず1点目の質問をします。

対象企業は追加になったということなんで、何社で、どの企業かを教えてください。

2点目が同じページの3の観光費なんですけれども、14の工事請負費の60万について質問をします。

ご説明では、ゆりがねとまほろばの施設改修工事ということだったんですが、その詳細をお示してください。

以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、企業誘致推進費であります。こちらはクスリのアオキになります。こちらが1件追加になったことに伴う補正となります。

2点目、観光施設管理費ですが、こちらはゆりがねの湯の露天風呂排水バルブ改修工事が30万円、まほろばの湯排水管漏水改修工事の30万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） 企業誘致については分かりました。

それで、工事のことなんですけれども、これから年末に当たって稼ぎ時という言い方が適切かどうかは分からないんですけれども、需要のある時期なんで、工事について、いつ頃工事をやるのか、できれば人が入る時期とかは避けていただきたいんですけれども、もう工事が決まっていればちょっとお示しをしていただきたいんですけれども、1点教えてください。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

本日ご議決をいただきましたらば、早急に対応させていただきます。議員のほうから提案があった年末に向けて利用されるお客様が増えているという中で、状況を見ながら施設と協議をしながら工事の期間であるとかは決定していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、一般会計とケーブルテレビ、2点質問させていただきたいと思っております。

ページは14ページ、認定こども園。

ひばり認定こども園の補正が1,600万、そのうち需用費といいますか給食費のアップで350万だろうと思っております。この概要についてまずお聞かせいただきたい。どのぐらいアップしているのかという。

それから、工事請負費1,350万、これは先ほどエアコンの設計費から施工費まで入っていると。何台入れて、どんな工事を予定されているのかという詳細についてお伺いしたいと思

います。

それから、ケーブルテレビでございます。歳出の8ページ、ケーブルテレビ施設管理運営費でございますけれども、放送機器の更新工事というのは、当然読んで字のごとく、さらに新しくすると。この時期になぜ更新工事の補正がされるのかと。本来は、こういう更新の計画があるとすれば予算計上をしてから当然更新に入るというふうに考えられるんですけども、この12月になってなぜ更新なのか、それとその概要についてご説明いただきたいと思います。2件でございます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目、需用費のこども園の賄い材料費の増についてでございますが、こちらはひばり認定こども園で150万円、わかあゆ認定こども園で200万円の増となっております、合わせて350万円の賄い材料費の増となっております。こちらは当初見込みよりも物価高騰により賄材料費がかかっておりますので、その分の増となっております。

2点目の工事請負費関係でございますが、ひばり認定こども園のエアコンのほうパッケージエアコンとなっております、こちらは旧のひばり幼稚園として建てた、現在幼児棟として使っている部分のエアコンの改修工事になりまして、エアコンは全部で12基を予定しております。そのほかに室外機等の改修となっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ケーブルテレビの質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、工事請負費で1,254万4,000円を計上しているわけですが、こちらの内容につきましては、番組編集機器、カメラで撮ってきたものを編集する機械でございます。それを更新する工事でありまして、既に耐用年数を大幅に超えている機械でありまして、最近不具合が著しいということで、今回補正に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） まず、一般会計、こども園ですけれども、12基で1,350万、1基100万各園に入れて非常に高価だろうと設計料も入っていると思いますけれども、今年の猛暑を考えれば、非常にいい時期に補正をされたというふうに思いますけれども、もう少しやはり安価でできないかどうか検討していただきたいなど、これは要望でございます。

それから、番組の編集機器ですけれども、もう壊れてきたから更新するんだと、こういう話をしていただければ、ああそうかと。しかしながら、やはりこういう高額な機器は、もう少し、もう耐用年数が過ぎているとすれば、やはり早めに、不具合が生じる前に更新すべきだろうと思います。その考え方について、これからアナログはもう終わりですけれども、アナログ機器は相当老朽化しているということを鑑みますと、今後、そういう機器が出た場合に、また補正ということになるかと思うんですけれども、ぜひ短い間ですから、修理する等は当然ぜひ対応していただきたいと、これも要望でございます。ということで、中身は承知いたしました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計補正予算の16ページです。

先ほど、鈴木議員が質問したところなんですが、6、商工費の3、観光費の14、工事請負費60万ということで、先ほどゆりがねの湯とまほろばの湯と、30万円ずつの工事費ということだったんですが、たしか工事費をどこで出すか、小額の場合には委託管理者、高額の場合には町というふうになっていたと思うんですが、それはどこが境目なんでしょうか。金額として幾らが境目なんでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

境目につきましては、確認をしまして、後日ご報告させていただきます。こちらにつきましても、一応事業者と相談した上で町でやるということを決定していますので、確認の上、金額については後で報告させていただきます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私の記憶では、30万円ぐらいの工事費だったら、これは委託管理者が請け負うと、そういうふうに思っているんですね。もっと何百万とか100万とかね、それぐらいになると町がお金を出さないと、なかなか修理がうまくいかないということがあると思うんですけれども、恐らくもっと金額の低いこの30万程度だったら、委託管理者が委託管理料の中でやるものというふうに理解しているんですが、もし仮に100万円が限度だとしたら、それを下回っている30万円については、町が工事費を請け負う必要がないということになるかもしれないのですが、そういうことですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もご存じのように、両施設ともかなり年数がたっておりまして、こちらに出ている修繕のほか、今年度もかなり数が多く小額のものが出ております。その中で、指定者にあまり負担をかけてしまってはというような考え方もありまして、その中で今回は、町でやるよという話になった次第であります。そこを理解いただければと思います。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） はっきりしないんですね。町と委託業者の中で、話合いでこれは町がやる、それから委託管理者がやるというふうになってしまったんではやっぱり曖昧だと思います。幾ら以上だったら町がやる、幾ら以下だったら業者がやるというふうにしちんとした線引きしないと、これから幾らでも補正が増えるんじゃないかという気がします。その辺どうでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば、まほろばの湯なのですが、こちらもかなり改修箇所がございまして、今日も現地を確認しているような、そんな状況であります。その中、来年、大規模に施設の改修が必要な箇所を点検しまして、今度は一括で修理をするような予定もございまして、そんなことで施設のほうは維持管理をしている、そんな状況です。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

3番、高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 一般会計の14ページです。

こちら先ほど、小川議員が質問したと思うんですが、12基を更新という内容で、いずれのものも耐用年数というのはどのぐらいだったのか。それと、この大きな予算の中で、補正予算ということになるんですが、当初の予算の中に組み込みができなかった理由というのはどういふことがあるのか。

あともう一点、最後に、水平展開ではないんですが、ほかにも施設のエアコンは大丈夫なのか。定期的に点検とかやられているのかというのを説明をお願いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、耐用年数ということでございますが、こちらのひばり認定こども園のエアコ

ンは2004年製と聞いております。不具合が出たときに業者に修繕ということで見ていただきましたが、もう古い物で部品等がなく修繕はできないということで、今回更新をお願いしたところでございます。

2点目、当初予算に組み込めないかということでございますが、エアコンを夏の暑い時期にどうしても稼働させたいということもございますので、今回補正をお願いいたしまして、繰越して夏の暑い時期の前には工事のほうで完了できるようにしたいということで、当初ではなく、今回の補正をお願いしたところでございます。

3点目、ほかの施設はどうかということでございますが、毎年の機械等の点検等は実施しておりますが、ひばり認定こども園のほうは、旧のひばり幼稚園として平成17年から使っている施設のパッケージエアコンになりますので、ほかの施設はもう少し新しいものになりますので、今のところ不具合は出ていない状況でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 同じく一般会計のひばり認定こども園のエアコンの工事費の件でお伺いいたします。

まず、5ページの地方債の起債の種類を教えてくださいと思います。

それから、ひばり認定こども園は公共施設等総合管理計画の中で2035年が大規模改修という予定が示されております。長寿命化の中の個別計画としてはどのようになっているのか、10年後には大規模改修という予定が組まれておりますので、その辺を併せて、もちろんエアコンが壊れて部品がなく暑い夏の時期に対応できないということであればもちろんのことなんです、課長の答弁から幼児棟部分というお知らせでしたので、そのほかのひばり認定こども園のエアコンは同じ時期の設置であると思いますので、そちらのほうは大丈夫なのか、併せて伺いたいと思います。

また、今年の夏はもって、こども園での幼児の対応は大丈夫だったのか併せて伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 私のほうからは、地方債の質問にお答えいたします。

今回、こども園整備事業費1,200万円を起債することになりますが、これは合併特例債を予定しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

2035年に大規模改修が10年後にあるということで今のエアコンの改修ということになりますが、本来であれば大規模改修の計画で改修できればいいところではあります。エアコンということで夏の暑い時期に不具合が生じているということで、緊急性があることから大規模改修を待たずに補正をお願いしているところでございます。

今回は、平成17年に建設されました幼児棟のエアコンの改修工事をお願いしておりますが、乳児棟は認定こども園として29年4月に改修をしましたときに増設したものでございますので、そちらはまだ新しい施設となりますので、現在は不具合等は生じておりません。

また、今年の夏どうであったかということでございますが、不具合は毎日出るということではなく夏の35度を超えるような暑いときに具合が悪くなるというような事象でございました。対応といたしましては、年長クラスと年中クラスに不具合が生じていたんですけれども、そちらには今年の夏はスポットクーラーを設置いたしまして、エアコンと併せまして対応したところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示しくください。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計補正予算案に反対をします。

先ほどの補正予算案の16ページです。

まほろばに関しては、当初から3,000万円の資本金の中で運営するということになっていましたけれども、ここ二、三年は町の予算1,400万円を毎年出資しているというふうに思っています。経営がうまくいっていないということもあってそうなっているわけですが、先ほど言いましたように、修繕費、改修工事などについては高額の場合は町が費用をもつと、小額の場合にはまほろばの指定管理者がもつというふうになっているはずで、指定管理者

と町がその都度話合いでどっちが出すという、そういう問題ではないというふうに私は考えます。

そういうことをやっていると、先ほどもちょっと言いましたけれども、幾らあっても足りないということになりかねません。町民の大事な税金を使っているわけですから、その線引きはきちんと明らかにして、それ以下は町がやってあげたいけれども、それは駄目だと、指定管理者のほうでやってくれというようなことが言えないようでは、私は補正予算案に賛成するわけにはいきません。

以上です。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決につ

いては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和5年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第18、議案第18号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第18号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町ケーブルテレビ施設について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、トランセンス株式会社を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町ケーブルテレビ施設であり、指定管理者は栃木県宇都宮市岩曾町31-2、トランセンス株式会社、代表取締役、安齋 幸であります。

指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年です。

参考資料をご覧ください。

1 ページ、1、管理を行わせる施設の概要は、那珂川町ケーブルテレビ施設に係る設備一式とそのサービス内容を記載してありますので、ご覧ください。

2 ページをご覧ください。

2、指定管理者が行う業務の範囲ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第4条及び第5条に規定する業務で、具体的には（1）ケーブルテレビ施設の利用申込みの承認並びに引込線や音声告知機等の設備の設置及び変更に関する業務。（2）ケーブルテレビ施設の運営及び施設、設備の維持管理に関する業務。（3）自主放送番組、広告放送の制作に関する業務。（4）自主放送番組、広告放送及び音声告知放送の放送に関する業務。（5）放送局のテレビジョン放送及びFM放送の再放送業務。（6）基本サービスを提供する業務。（7）オプションサービスを提供する業務であり、これらの業務全ては、放送センターに職員を常駐させ、適切に行うこととしております。

3、指定管理料は、1年間の限度額を1億5,040万円と設定し、今回トランセンス株式会社から1億4,900万円の提案がありましたので、この額を基に、今後、予算の範囲内の年

度協定により指定管理料を決定していくこととなります。

4、候補者選定経緯ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第34条の規定に基づき、一般公募により募集期間を9月19日から9月29日までと定め募集を行ったところ、2社から応募がありました。

選定に当たりましては、10月16日に那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、トランセンス株式会社を指定管理者の候補者と選定しました。

選定の理由は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第37条第1項に定める基準及び募集要項に定める資格を満たしていること。また、選定委員会の定める選定基準に基づき審査を行った結果、応募事業者の中で最も要求要件を満たしていることが確認できたことの2点であります。

町としましては、選定委員会の結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第19、議案第19号 馬頭総合福祉センター駐車場整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第19号 馬頭総合福祉センター駐車場整備工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本契約の変更は、令和5年9月に議決を得ております馬頭総合福祉センター駐車場整備工事について、工事費410万3,000円を増額し、請負金額を7,373万3,000円に変更するものがあります。

今回の変更内容につきましては、構造物取壊し工において、取壊し構造物の種類、数量が変更となり、費用の増額を行うものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

工事請負契約の変更概要について。

まずは1、内容の（1）当初契約についてですが、①工事名は馬頭総合福祉センター駐車場整備工事です。

②契約の方法は、一般競争入札です。

③契約金額は6,963万円。

④契約の相手方は那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木雅仁です。

（2）変更契約の内容ですが、①変更請負金額が7,373万3,000円で、増額は410万3,000円となります。

2、主な変更理由ですが、構造物取壊し工において、取壊し構造物の種類、数量が変更と

なり、構造物取壊し工及び関連する運搬処理工についての設計変更を行うものです。

3、経過としましては、9月19日に工事請負契約を締結し、10月3日に構造物取壊し工にて鉄筋構造物を確認しました。10月4日から受注者と協議し、工事数量等の精査、確認を行い、変更設計書を作成いたしました。11月7日に工事変更請負仮契約を締結いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 馬頭総合福祉センター駐車場整備工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第20、議案第20号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第20号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村総合事務組合は、県内の市・町の地方公共団体や広域行政事務組合など各種事務組合が退職金や公務災害に関する事務を共同で行うため、平成18年4月に設立された団体であります。

令和6年4月1日から、鹿沼市が新たに退職手当支給事務、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 訂正のやり方なんですけれども、その前に書いてある附則のちょっと上のところ、改めるといふことなんです、佐野市を佐野市、鹿沼市に改めと書いてあるでしょう。それから、4条のほうでは栃木市を栃木市、鹿沼市に改めると。これ言い方として私はちょっとおかしいんではないかと思うんですよ。佐野市を佐野市、鹿沼市に改めるのではなくて、佐野市の後に鹿沼市を付け加える、それから同じように、栃木市の後に鹿沼市を付け加えるというのが正しい言い方なのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

規約の変更の仕方についてということでございますけれども、規約の変更につきましては、以前においてもこのような形で実施しているところがございます、規約の変更については間違いがないと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今までこうしてきたということなんです、おかしいとは思いませんか。佐野市を佐野市、鹿沼市に改めるといふのは、いかにもおかしいと私は思うんですが、どう

为什么呢。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、栃木県市町村総合事務組合から該当している全市町、それから広域行政事務組合にこのような形で変更協議をしてくれという内容で来てございます。その内容のとおり変更したということでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） いや、そういう連絡があったかどうかというのは私は知りませんが、単純に読んでおかしいという感じは持たないかどうかということを知っています。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

条例の改正といたしましては、このような形で進めておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第21、議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部が改正されたことに伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割の軽減措置が講じられることから、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。国民健康保険の世帯に出産予定の被保険者または出産した被保険者がいる場合、産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を軽減するものです。

（1）の対象者は、出産する予定または出産した国民健康保険の被保険者になります。

次に、（2）の軽減の内容ですが、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額が軽減になります。

次に、（3）の軽減対象期間ですが、単胎妊娠の場合と多胎妊娠の場合の二通りになります。

まず、単胎妊娠（出産）の方の場合ですが、出産予定月の前月前から出産予定月の翌々月までの産前産後4か月間になります。

次に、多胎妊娠（出産）の方の場合ですが、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの産前産後6か月間になります。

次のページをご覧ください。

上段の表は、先ほど申し上げました軽減対象期間を単胎妊娠と多胎妊娠に分けて示したイメージ図になります。丸印をつけた月が軽減の対象期間となります。

中段の表をご覧ください。

こちらは、制度開始時における単胎妊娠の方を例にした保険税軽減対象期間のイメージ図になります。

令和5年11月に出産された方の場合、産後2か月目が令和6年1月に当たるため、令和6年1月の1か月間のみ軽減対象となります。

次に、2段下、令和6年1月に出産予定の方の場合、出産予定月の1月から出産予定月の翌々月の3月までが対象となりますので、3か月間が軽減対象となります。

2月以降に出産予定の方からは、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間が軽減対象となります。

4、施行期日であります。令和6年1月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するこ

とに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和5年第5回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 27分